

平成 20 年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書

大阪大学大学院高等司法研究科
法務専攻

平成 21 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	8
第 1 章 教育目的	8
第 2 章 教育内容	10
第 3 章 教育方法	13
第 4 章 成績評価及び修了認定	15
第 5 章 教育内容等の改善措置	19
第 6 章 入学者選抜等	21
第 7 章 学生の支援体制	23
第 8 章 教員組織	26
第 9 章 管理運営等	29
第 10 章 施設、設備及び図書館等	31
<参 考>	33
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	35
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	36

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

20年7月	書面調査の実施
8月	教員組織調査専門部会の開催（授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査） 評価部会の開催（基準ごとの判断の検討、優れた点及び改善を要する点等の検討）
9月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び役割分担の決定） 運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、各評価部会間の横断的な事項の審議、書面調査による分析結果の審議・決定）
11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった内容等を中心に対象法科大学院の状況を調査）
12月	評価部会の開催（評価報告書原案の作成）
21年1月	運営連絡会議、評価委員会の開催（評価の過程での問題点等の審議、評価報告書原案の整理、評価報告書原案の審議・決定、評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会の開催（意見の申立てへの対応の審議、評価結果の確定）

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成21年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

青 山 善 充	明治大学法科大学院長
磯 部 力	立教大学教授
磯 村 保	神戸大学教授
井 上 正 仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
上 田 廣 一	サン総合法律事務所弁護士
岡 田 ヒロミ	消費生活専門相談員
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
金 井 康 雄	司法研修所教官
久保井 一 匡	久保井総合法律事務所弁護士
◎佐々木 毅	前東京大学総長
滝 澤 正	上智大学教授
舘 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
龍 岡 資 晃	学習院大学教授
○田 中 成 明	関西学院大学教授
ダニエル・フット	東京大学教授
塚 原 英 治	東京南部法律事務所弁護士
永 井 和 之	中央大学総長・学長
中 森 喜 彦	近畿大学教授
南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
長谷部 恭 男	東京大学教授
濱 田 道 代	名古屋大学法科大学院長
松 尾 龍 彦	司法評論家
三 井 誠	同志社大学教授
村 中 孝 史	京都大学教授
諸 石 光 熙	大江橋法律事務所弁護士
安 永 正 昭	神戸大学教授
山 口 幹 生	法務省法務総合研究所総務企画部付
吉 本 高 志	大学入試センター理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部力	立教大学教授
磯村保	神戸大学教授
○井上正仁	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
加藤哲夫	早稲田大学教授
滝澤正	上智大学教授
舘昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長
◎田中成明	関西学院大学教授
棚村政行	早稲田大学教授
土井真一	京都大学教授
中川丈久	神戸大学教授
中森喜彦	近畿大学教授
長谷部恭男	東京大学教授
深田三徳	同志社大学教授
三井誠	同志社大学教授
村中孝史	京都大学教授
安永正昭	神戸大学教授
山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第5部会)

奥岡直子	愛知大学教授
片山典之	シティニューワ法律事務所弁護士
高見勝利	上智大学教授
◎棚村政行	早稲田大学教授
徳田和幸	京都大学教授
深田三徳	同志社大学教授
堀内捷三	中央大学教授
前田純博	前田特許事務所弁理士
村中孝史	京都大学教授
○吉田克己	北海道大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

磯部力	立教大学教授
○磯村保	神戸大学教授
上野泰男	早稲田大学教授
笠井治	東京リベルテ法律事務所弁護士
河上正二	東京大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
杉原高嶺	近畿大学教授
平覚	大阪市立大学教授
滝澤正	上智大学教授
田中成明	関西学院大学教授
田村幸一	司法研修所教官
中森喜彦	近畿大学教授
野坂泰司	学習院大学大学院法務研究科長
長谷部恭男	東京大学教授
濱田道代	名古屋大学法科大学院長
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科長
◎三井誠	同志社大学教授
山川隆一	慶應義塾大学教授
山口幹生	法務省法務総合研究所総務企画部付
山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 章ごとの評価」において第1章から第10章のすべての基準を満たしている場合、当該法科大学院は機構の定める法科大学院評価基準に適合していることを、また、1つでも満たしていない基準があれば、法科大学院評価基準に適合していないこと及びその理由を記述しています。

さらに、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、主な優れた点を抽出し、上記結果と併せて掲げています。

(2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 優れた点及び改善を要する点等」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れた点、特色ある取組、改善を要する点等を記述しています。

さらに、「3 章全体の状況」には、章全体の状況について、次の4段階の判断記述に当てはめて、最も適切と判断したものを記述しています。

- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、優れた状況である。
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。
- ・ 当該章の基準のすべてを満たしているが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、改善を要する状況である。
- ・ 当該章の基準のうち、満たしていない基準があり、章として問題がある。

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本評価報告書は、対象法科大学院を置く大学へ通知するとともに文部科学大臣に報告します。また、すべての対象法科大学院の評価結果を取りまとめた「平成20年度法科大学院認証評価実施結果報告」の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 法律実務基礎科目において、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目「公法訴訟」が開設されている。
- 文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に選定された取組「紛争の予防能力と修復能力を備えた法曹養成」として、地域の法曹界、官公庁、経済団体等と協力して実地調査や研究会が行われ、シンポジウムも開催されるなど、現代型紛争にも対処しうる法曹養成の教育内容及び方法が検討されている。
- ウェブサイト「合格者専用サイト」の開設によって、学生が入学前に自発的な学習ができるように配慮している。
- 設置基準上必要な専任教員数 20 人に対して、法科大学院の理念・目的を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置され、関係する科目に専任教員が配置されている。
- 教育上主要な科目については、原則として専任教員が担当するものとしつつ、研究専念期間を確保する制度が実現している。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。

II 章ごとの評価

第1章 教育目的

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

本法科大学院においては、法曹としての実務に必要な学識を修得させるものとして法律基本科目、法律実務の基礎的素養を涵養するものとして法律実務基礎科目、基礎法学に関する分野又は法学に関連する分野のものとして基礎法学・隣接科目及び応用的先端的な法領域に関するもの、その他の実定法に関する多様な分野のものとして展開・先端科目が配置されるとともに、少人数による双方向的又は多方向的で密度の高い授業を行うものとされ、理論的かつ実践的な教育が体系的に実施されている。

成績評価は、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、進級制の採用などの設計のもと厳格に行われ、修了認定も、厳格な成績評価の蓄積を通して行われている。

1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

本法科大学院の理念・目的は、「高度の専門的な法的知識を有し、かつ幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身につけた法曹を養成し、社会の様々な分野で活躍する法曹を輩出すること」として明確に示されている。また、養成する法曹像は、「文理両分野が融合する先端分野で活躍する専門的・先端的能力を兼ね備えた法曹、企業活動において、地域社会に貢献・寄与できる法曹、国際的な素養をもって日本社会を複眼的にとらえるような幅広い視野を備えた法曹」として明確に示され、その内容は法曹養成のための中核的機関としての法科大学院にふさわしいものになっている。

本法科大学院においては、養成しようとする法曹像に適った教育を実施するため、法曹三者共通に必要なとされる法的能力を修得させる授業科目、設定する法曹像の特色に即した先端的能力を修得させる授業科目、文理融合の先端分野の知見を提供する授業科目の配置、少人数教育の徹底、双方向的又は多方向的授業の実施、履修モデルの提示などが行われている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第1章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、

総合的に判断して、相応な状況である。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1 教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

本法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、理念・目的を効果的に実現するために、カリキュラム全体として「基礎」から「応用」ないし「展開・先端」へと学年進行的に推移していくことを基本とした授業科目の配置、特に、法律基本科目においては「基礎」から「応用」、「総合」という積み上げ型学修を徹底した授業科目の配置、「理論と実務の架橋」を実現するために、学年進行的に「理論」的性格の強い授業科目から「実務」的性格の強い授業科目へと比重が移行する実務系科目の配置などにより、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

2-1-2 次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

本法科大学院の教育課程においては、一部の授業科目について、開講年度及び具体的な授業内容等があらかじめ定められていないものの、(1) 法律基本科目、(2) 法律実務基礎科目、(3) 基礎法学・隣接科目、(4) 展開・先端科目の教育内容に係る授業科目がそれぞれ開設されている。

(1) 法律基本科目としては、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の実務に係る授業科目が開設されており、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容となっている。

(2) 法律実務基礎科目としては、具体的教育内容の一部が法律基本科目の教育内容にとどまっている授業科目が1クラスあるものの、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、エクスターンシップに係る授業科目が開設されているほか、公法系の諸問題を含

む訴訟実務に関する授業科目が開設されており、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容となっている。

(3) 基礎法学・隣接科目としては、授業科目「法理論」、「法理学」、「比較法史」、「法社会学」、「ローマ法」等が開設されており、社会に生起する様々な問題に関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることにより寄与する専門的な教育内容となっている。

(4) 展開・先端科目としては、企業活動において、大阪という地域社会に貢献・寄与できる法曹の養成との関連では授業科目「税法」、「知的財産法1」、「知的財産法2」、「技術知的財産法」、「金融商品取引法」等、国際的な素養をもって日本社会を複眼的にとらえるような幅広い視野を備えた法曹の養成との関連では授業科目「国際私法」、「国際税法」、「国際民事訴訟法」等が開設されており、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって、実務との融合をも図る教育内容となっている。

ただし、基礎法学・隣接科目に配置されている授業科目「医療と法」の教育内容が、実質的に展開・先端科目に当たる。

2-1-3 基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

本法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が一部の科目に偏ることがないように、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

法律基本科目については、必修科目、選択必修科目及び選択科目からなり、その必修総単位数は、公法系科目10単位、民事系科目32単位、刑事系科目12単位及び選択必修科目4単位の合計58単位である。

法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われている。要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「裁判実務基礎(民事)」(2単位)が必修科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「裁判実務基礎(刑事)」(2単位)が必修科目として開設されている。法情報調査は、判例の意義及び読み方の学習等の教育内容の指導について一部不十分な点が見られるものの、オリエンテーションの中で適宜指導が行われ、法文書作成は、授業科目「模擬裁判(民事)」及び「模擬裁判(刑事)」の中で適宜指導が行われている。また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判(民事)」及び「模擬裁判(刑事)」が開設され、ローヤリングは、授業科目「弁護実務」が開設され、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ1」及び「エクスターンシップ2」が開設されている。さらに、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目として、授業科目「公法訴訟」が開設されている。

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設され、そのうち4単位が選択必修とされている。

展開・先端科目については、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち16単位が選択必修とされている。

2-1-4 各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

本法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 法律実務基礎科目において、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目「公法訴訟」が開設されている。

【改善を要する点】

- 授業科目「特殊講義A～C」について、開講年度及び具体的な授業内容等が、あらかじめ定められていないため、適切な方法及び内容で開講されることを確保するための厳格な運用を要するとともに、当該授業科目の在り方についても、さらなる検討、改善を図る必要がある。
- 法律実務基礎科目に配置されている授業科目「リサーチ&ライティング」の1クラスについて、教育内容の一部が法律基本科目の教育内容にとどまっているため、法律実務基礎科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。
- 基礎法学・隣接科目に配置されている授業科目「医療と法」の実質的な教育内容が展開・先端科目に当たるため、展開・先端科目に配置されるよう区分整理する必要がある。
- 法情報調査に関する教育内容について、判例の意義及び読み方の学習等の指導を含め、より一層充実したものとなるよう、さらなる検討、改善を図る必要がある。

3 第2章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

本法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他研究科の学生又は科目等履修生による本法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

本法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

本法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、ふさわしい教材、具体的な事例及び判例を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義方式を中心としつつ質疑応答を併用した双方向的な授業が実施され、2年次以降の授業科目において、事前に与えられた課題について、双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の科目の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「エクスターンシップ1」及び「エクスターンシップ2」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、本法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が学生ハンドブック及びシラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置として、学生が1日に受講する必修科目を原則2授業科目とする時間割の調整、「WebCTシステム」を通じた教材・資料、レジュメ、授業の課題の事前配付、休祝日関係なく利用できる自習室の整備などが講じられている。

集中講義については、その授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1 法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

本法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、40単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第3章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1 学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

本法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮などがなされ、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、一部の授業科目において、成績分布の割合にばらつきがみられるものの、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは学生ハンドブックに記載され、学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、期末試験、レポート、平常点等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価について説明を希望する学生に対する異議申立て制度の整備、採点時における受験者の匿名性の確保、教員間での成績分布データの共有などがとられている。

成績評価の結果については、授業科目ごとに採点の方針、出題の趣旨、また、履修者が11名以上の授業科目については講評及び成績分布が併せて記載された講評書などの必要な関連情報とともに学生に告知されている。

期末試験が実施される際には、一部の授業科目の本試験において、試験期間以前に試験問題を提示しているものがあるものの、おおむね適切な配慮がなされている。なお、当該試験に係る追試験については、一定の要件に該当する学生にのみ実施され、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。また、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

本法科大学院においては、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）をもとに、本法科大学院における単位として認定することが可能とされている。この場合においては、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位については「他研究科科目等の履修登録申請書」、また、入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位は「既修得単位認定

願」の提出に基づき、提出されたシラバス、関係資料等を「教務委員会」において審査した上で、教授会において単位認定を行うこととされており、本法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないとともに、厳正で客観的な成績評価が確保されている。

4-1-3 一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

本法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、対象学年、進級要件、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱いなどが明確にされ、これらは学生ハンドブックに記載されているほか、新入生オリエンテーション及び教育説明会において学生に周知されている。

4-2-1 法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

本法科大学院の修了要件は、3年以上在籍し、96単位以上を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、法学未修者については、他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、それぞれ8単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1年を超えない範囲で本法科大学院が認める期間在学し、30単位を超えない範囲で本法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 10 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位及び選択必修科目 4 単位以上、法律実務基礎科目 12 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 16 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

本法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、本学法学部の期末試験問題を調査した上で試験問題を作成するほか、採点の際の匿名性が確保されるなど、本大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置がとられている。

法学既修者認定試験は、公法（憲法・行政法）、民事法（民法・商法・民事訴訟法）、刑事法（刑法・刑事訴訟法）について論述式で実施されている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、30 単位を修得したものとみなしている。この30 単位については、1年次の必修科目である30 単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【改善を要する点】

- 一部の授業科目において、成績評価基準の割合を大きく超えてSがつけられ、また、不可の割合が高くなっているため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目において、試験期間以前に試験問題を提示した上で期末試験の本試験が実施されているため、期末試験の実施の在り方について、さらなる検討、改善を図る必要がある。

3 第4章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

本法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD委員会」及び「教務委員会」が設置され、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生に対する研究科アンケート及び授業改善アンケートの実施、各学期のFD週間に実施する授業見学会、各授業科目の教育内容の質と量を検証するための各教員に対する教材に関するコメントの聴取、教員の授業改善への取組みに関する意見交換、FDに関する各種講演会、修了生に対する勉強方法についてのアンケートの実施、コンタクト・ティーチャーによる学生からの意見聴取、意見箱の設置による学生からの意見・要望の汲み上げなどが行われている。このほか、文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に選定された取組「紛争の予防能力と修復能力を備えた法曹養成」として、地域の法曹界、官公庁、経済団体等と協力して実地調査や研究会が行われ、シンポジウムも開催されるなど、現代型紛争にも対処しうる法曹養成の教育内容及び方法が検討されている。

5-1-2 法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

本法科大学院においては、実務家教員が教育上の経験を確保できるよう、授業見学会における研究者教員の授業見学、他機関等の実施するシンポジウム等への参加などを通じて、教育上の経験を積む取組に努めている。

また、研究者教員が実務上の知見を確保できるよう、授業見学会における実務家教員の授業見学、他機関等の実施するシンポジウム等への参加、弁護士会主催の意見交換会への参加などを通じて、担当授業科目に関する実務上の知見の補完に努めている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に選定された取組「紛争の予防能力と修復能力を備えた法曹養成」として、地域の法曹界、官公庁、経済団体等と協力して実地調査や研究会が行われ、シンポジウムも開催されるなど、現代型紛争にも対処しうる法曹養成の教育内容及び方法が検討されている。

【特記すべき事項】

- 学生に対する「研究科アンケート」及び「授業改善アンケート」の実施、各学期のFD週間における授業見学会、各授業科目の教育内容の質と量を検証するための各教員に対する教材に関するコメントの

聴取、学生からの意見・要望を汲み上げるための意見箱の設置など、教育の内容及び方法の改善を図るための取組が積極的に行われている。

3 第5章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

本法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、「アドミッション委員会」が設置されている。

アドミッション・ポリシーについては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院が掲げる理念・目的に照らして、『専門的知識・技能のみならず、人間や社会のあり方に関する広い関心、深い洞察力、豊かな人間性を備えた法曹を養成する。入学者の選抜においては、法曹となるべき適性、資質、能力ならびに意欲のある学生を、多面的・総合的評価に基づき選抜します。』、『すべての法曹志望者に門戸を開き、法曹となる能力・適性の有無について判定します。』、『多様な知識・経験を有する学生を確保するために、社会人や他学部（他学科）卒業者を対象とする特別選抜を実施します。』、『幅広い知識と教養を有する法曹養成のため、合格者判定では試験の成績のみならず、大学の学業成績や志望理由書等の資料を総合的に考慮します。』として設定し、入試説明会、ウェブサイト及び学生募集要項を通じて公表されている。

また、入学志願者に対しては、本法科大学院の理念・目的、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法等が、入試説明会、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項を通じて事前に周知されている。

6-1-2 入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

本法科大学院においては、入学者選抜について、すべての出願者を対象とする「一般選抜」と、社会人又は他学部出身者を対象とする「特別選抜」を設け、それぞれ第1次選抜、第2次選抜を課す方式によって実施され、アドミッション・ポリシーに基づいて行われている。

6-1-3 法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

本法科大学院においては、入学資格を有するすべての志願者に対して、本大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、配点、過去の入試状況（合格者数、出身大学、法律科目試験問題、小論文試験問題、成績結果等）が公表されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されている。

6-1-4 入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、独立行政法人大学入試センターが行う法科大学院適性試験又は財団法人日弁連法務研究財団が行う法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、第1次選抜において適性

試験の成績、大学の成績及び志望理由書による審査を行い、第2次選抜において、「一般選抜」では小論文試験（法学既修者コースについてはこれに加えて法律科目試験）、「特別選抜」では面接試験を課し、それぞれ、適性試験の成績、大学の成績、志望理由書の成績と総合して判断することにより、本法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、社会人又は法律関係以外の学部出身者を対象とした「特別選抜」枠を設定するほか、資格、特技、将来のキャリアプランなどを記載した志望理由書の提出、面接試験（特別選抜のみ）を課すことによって、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成16年度は約44%、平成17年度は約41%、平成18年度は約39%、平成19年度は約26%、平成20年度は約30%であり、3割以上となるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

本法科大学院においては、収容定員300人に対し、平成20年度の在籍者数は325人であり、在籍者数について若干の定員超過が見られるものの、妥当な状態である。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

本法科大学院における入学者受入においては、入学辞退者数を見込んだ合格者数が決定されており、入学者数がほぼ入学定員と一致している状況にあり、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【特記すべき事項】

- 入学者選抜において、多様な学生を確保するために、社会人又は法律関係以外の学部出身者を対象とした「特別選抜」枠を設けている。

3 第6章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

本法科大学院においては、学生が在学期間中に課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、理念・目的に照らして、入学から修了までの間、各学期の授業開始前に開催される在学生を対象とした説明会、コンタクト・ティーチャーによる個別学習相談、オフィスアワーの設定などによって、適切な履修指導ができる体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、ウェブサイト上に「合格者専用サイト」を設置し、入学前の学習指導や本研究科の教育体制等の案内を行うとともに、入学後においても新入生オリエンテーションが行われ、理念・目的、教育課程全般について説明が行われるなど、履修指導の体制が十分にとられている。

特に、法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学修が適切に行われるよう、「合格者専用サイト」による1年次配当科目の概要、基本文献、入学までの期間の勉強の指針となるような情報の提供、コンタクト・ティーチャーの配置、オフィスアワーの設定など、履修指導において特段の配慮がなされている。

また、法学既修者に対しては、法学既修者の認定の方法に応じた理論教育と実務教育との架橋を図るための履修指導として、実務家教員によるオフィスアワーの設定、コンタクト・ティーチャーによる毎学期の面談の実施などが行われている。

7-1-2 各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

本法科大学院においては、目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、コンタクト・ティーチャーを配置するほか、全専任教員によるオフィスアワーが設定され、研究室において、学習相談や助言が行われている。なお、各教員のオフィスアワーの日時はシラバスに掲載されるほか、「大阪大学学務情報システム (KOAN)」上に公開され、メールアドレスは学生ハンドブックへの掲載により事前周知が図られている。

また、コンタクト・ティーチャー又は他の教員による面談時の所見などの対応記録を学生ごとに作成した「コンタクト・チャート」を活用し、学生に対して学習面・生活面における手厚い助言・サポートが行われているほか、学生の意見を汲み上げるための意見箱が設置されるなど、多様な学習相談、助言体制が整備されている。

7-1-3 各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、ティーチング・アシスタントが配置されており、学習支援体制が整備されている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構及び民間奨学団体等からの奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学科・授業料の免除及び徴収猶予制度が整備されている。

修学や学生生活については、保健センターにおいて健康相談が、学生生活センターにおいて学生生活に関する相談・助言が行われているほか、法科大学院独自に学生の修学及び学生生活に関する相談窓口を設置している。また、セクシュアル・ハラスメントに関しては、大学独自にガイドラインを策定し、セクシュアル・ハラスメント相談室を設置するなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

本法科大学院においては、身体に障害のある入学志願者に対して、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知されており、入学者選抜において、等しく受験の機会が確保され、障害の種類や程度に応じた措置や対応をとるよう努めている。

身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、多目的トイレ、スロープ、エレベーター、車椅子使用者用の駐車スペース等を設置するなどの整備充足に努めている。なお、これらの位置等を掲載した「バリバリマップ」をウェブサイトに掲載している。

身体に障害のある学生に対する修学上の支援・特別措置としては、全学組織として「身体障害学生支援室」が設置されており、コーディネーターが学生と教職員との間を調整し、期末試験の調整及び担当教員への配慮事項を伝達するなど、相当な配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

本法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、「学生生活等サポート委員会」が設置され、法曹志望者に対する進路説明会を行うなどの情報提供が行われているほか、実務家教員引率による法廷傍聴、実務家との懇談会が実施されている。また、全学的組織として、「学生部キャリア支援室」が設置されているほか、「ジュリナビ」への参加など、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- ウェブサイト「合格者専用サイト」の開設によって、学生が入学前に自発的な学習ができるように配慮している。

3 第7章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、

総合的に判断して、相応な状況である。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1 研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

本法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

また、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員紹介」及び大学ウェブサイトの「研究者総覧」を通じて学内外に開示されている。

8-1-2 基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

本法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

また、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「教員紹介」及び大学ウェブサイトの「研究者総覧」を通じて学内外に公開されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

本法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、検討会及び懇談会において候補者の審査を行い、教授会より選出された審査委員による審査を経て、教授会において審議・決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、教育・研究等に関する業績調書に基づいて「教務委員会」で審査し、教授会において審議・決定する方法がとられており、本法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1 法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員 20 人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、理念・目的を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されているとともに、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-2 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

本法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30 歳代から 60 歳代までバランスがとれている。

8-3-1 基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

本法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員 10 年以上の実務経験を有する者である。このうち、みなし専任教員については、1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会の構成員であり、教育課程の編成その他の本法科大学院の組織運営について責任を担う者である。

8-3-2 基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

本法科大学院においては、配置されている実務家専任教員（みなし専任教員を含む。）のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の 3 分の 2 以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-4-1 各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

本法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、必修科目であり、その授業は約 8 割が専任教員によって担当されている。

8-5-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

本法科大学院においては、教員の授業負担について、年間 20 単位を超える専任教員が 8 人いるものの、他の専任教員は 20 単位以下となっており、適正な範囲内にとどめられている。

8-5-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

本法科大学院においては、専任教員に対して、教育・研究活動に専念することを目的として、教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、相当の研究専念期間が与えられている。

8-5-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、本研究科と法学研究科が共同で管理運営する資料室に、法情報調査・収集に関する専門能力を備えた常勤職員及び研究準備室に文献複写、教材作成等に関する補助作業を行う非常勤職員が配置されているほか、教育補助者としてティーチング・アシスタントが配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動がウェブサイトの「教員紹介」及び大学ウェブサイトの「研究者総覧」を通じて学内外に開示されている。
- 設置基準上必要な専任教員数20人に対して、法科大学院の理念・目的を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置され、関係する科目に専任教員が配置されている。
- 教育上主要な科目については、原則として専任教員が担当するものとしつつ、研究専念期間を確保する制度が実現している。

【特記すべき事項】

- 専任教員の年齢構成のバランスがとれている。

3 第8章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である高等司法研究科長が置かれている。

本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織として、教授会が置かれている。当該教授会は、専任教員（みなし専任教員を含む。）により構成されており、本法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

本法科大学院においては、管理運営を行うために、「法学研究科・高等司法研究科事務部」が組織され、庶務、人事、会計、施設及び教務を担当する職員が配置されている。

また、各種研修の実施により、職員研修の活発化に努め、職員の能力の向上を図るよう努めている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

本法科大学院においては、教育活動等を実施するために、設置者により十分な経費が負担されており、また、大学基盤推進経費の配分を受けるなど、本法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮され、教育活動等を実施するにふさわしい十分な財政的基礎を有している。

また、予算配分について、総長、理事等によるヒアリングが行われており、設置者が本法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

9-2-1 法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

本法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、目的及び社会的使命を達成するための教育活動等の状況についての自己点検及び評価を行う独自の組織として「自己評価委員会」が設置され、自ら点検及び評価を行い、その結果は、「自己点検報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

9-2-2 自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価を行うに当たって、独自の組織として「自己評価委員会」が設置され、項目として「教育課程」、「成績評価」、「FD活動」、「学習支援」、「入学者選抜」が設定されている。

9-2-3 自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果を教育活動等の改善に活用するために、「運営委員会」を中心とし、「FD委員会」と連携した体制が整備されている。

9-2-4 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

本法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む本大学職員以外の者による検証が行われている。

9-3-1 法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

本法科大学院における教育活動等の状況については、入試説明会の開催、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行など、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

9-3-2 法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

本法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、学生募集要項、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されている。

9-4-1 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

本法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、「自己評価委員会」で必要な資料を選定し、関係委員会、関係事務部門により収集され、高等司法研究科教務係に保管することとされている。また、評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から5年間保管することとされている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

特になし。

3 第9章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他本法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室等の施設が整備されている。教室、演習室の一部並びに附属図書館及び法学研究科ローライブラリーについては本法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。

教室、演習室及び実習室については、提供される授業を支障なく実施することができるよう整備されている。

教員室については、常勤専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤教員には勤務時間に応じて授業等の準備を十分かつ適切に行うことのできる教員控室が整備されている。

教員が学生と面談することのできる施設については、各教員の教員室のほか、談話室が整備されており、スペースが確保されている。

事務室については、すべての事務職員が支障なく職務を行えるだけのスペースが確保されている。

学生の自習室については、本法科大学院専用であり、学生総数に対して、支障なく利用できる数の自習机が配置されるとともに、休祝日関係なく午前6時から午後11時まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、自習机からパソコンを使用して大学全体の蔵書を検索することが可能であることなど、自習室と附属図書館、法学研究科ローライブラリー及び高等司法研究科ローライブラリーとの有機的連携が確保されている。

10-2-1 法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要な設備及び機器、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、教室には情報コンセント、液晶ビデオプロジェクタ、DVDデッキ、ビデオデッキが配備されている。また、自習室には無線LANが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、教員及び学生は、「判例・文献データベース」が利用でき、ローライブラリー及び教員のパソコンからは、「法律判例文献情報」、「法律時報文献月報検索サービス」等をオンラインで利用できる環境が整備されている。

10-3-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

本法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館として、高等司法研究科ローライブラリー、附属図書館及び法学研究科ローライブラリーが整備されている。

附属図書館及び法学研究科ローライブラリーは、本法科大学院が専用とする施設ではないが、本法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。

法学研究科ローライブラリーには、司書の資格を有し、法情報調査に関する基本的素養を備えた専門的な能力を有する職員が配置され、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整備されている。

高等司法研究科ローライブラリー、附属図書館及び法学研究科ローライブラリーには、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料が備えられている。

高等司法研究科ローライブラリー及び法学研究科ローライブラリーに所蔵する図書及び資料については、新たに公刊された図書・雑誌等を迅速に補充し、判例関係資料、法令関係資料の種類・性質ごとに整理・配置を行うなど、管理及び維持に努めている。

また、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器として、情報検索用パソコン、プリンタ及び複写機等が整備されている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 優れた点及び改善を要する点等

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。
- 法学研究科ローライブラリーに司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えた職員が配置されている。

3 第10章全体の状況

当該章の基準のすべてを満たしており、かつ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、総合的に判断して、相応な状況である。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
大阪大学大学院高等司法研究科・法務専攻
- (2) 所在地
大阪府豊中市
- (3) 学生数及び教員数
(平成20年5月1日現在)
- 学生数 325名
教員数 32名（うち実務家教員7名）

2 特徴

大阪大学の法科大学院は、独立研究科として設置したところに大きな特徴を有している。このような制度設計を採用したのは、司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日)に法科大学院の組織運営の独立性の確保が謳われたことを重視したためである。

この他、上記意見書は、法科大学院が、「多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れ・・・一定割合以上入学させるなど・・・多様性の拡大を図る方向で随時見直されることが望ましい。」と述べ、また、多様なバックグラウンドを有する人材を受け入れるため、標準修業年限を3年とし、専門的資質・能力の修得と豊かな人間性の涵養・向上を図ることなどを、その重要な教育理念として示している。

本研究科の特徴は、この法科大学院の制度設計の基本的考え方を踏まえて、多様なバックグラウンドを有する学生を多数受け入れ、法曹養成プロセスとして必要な3年間をかけて、基本的な法律科目などを、理論的教育と実務的教育との架橋に留意しながら修得させ、そのうえで、下記のような特色をもつ法曹を養成しようとするところにある。

第一に、大阪大学は、現在文系、理系合わせて11学部・15研究科（研究所・センターを含めると55部局）を擁する総合大学として教育研究活動を展開している。

このことは、本研究科が、医歯薬系、理工系、人文社会科学系の各分野と連携しながら、そうした諸分野と法学がクロスオーバーする先端領域の諸課題に対応できる専門的・先端的法曹の養成を行うための重要な基盤となり、本研究科を特色づける大きな要素となった。

第二に、本研究科と研究・教育面で緊密な連携をとる、法学部・法学研究科と国際公共政策研究科を創設の基盤としたことである。

とくに、法学部・法学研究科は、わが国における法学・政治学研究の先端を担うと同時に、法学研究科附属法政実務連携センターを通じて法曹界や企業法務の実務担当者との研究教育面での連携、あるいは学部における法曹実務家との教育連携を推進してきた。

また、国際公共政策研究科は、法学、政治学、経済学の連携による実践的・実務的能力に富んだ国際人の養成を行ってきた。

こうした両研究科との連携は、法学・政治学の先端的な研究を理解する能力、法律実務あるいは企業法務といった実務面での応用能力、国際的な素養と国際的な視点などを兼ね備えた法曹を養成するための重要な基盤となり、新時代の法曹養成の基幹を支えようとする本研究科の特色を形づくっている。

さらに、本学法学部が設立当初から「少人数教育」を徹底してきたことは、教員と学生が緊密に接することのできる教育環境をもたらし、その成果が、政官界、財界、法曹界における多数の本学法学部卒業生の活躍となって現れている。

この伝統は、本研究科の法曹養成教育においても、少人数教育の徹底として受け継がれ、法曹三者のいずれにも質の高い人材を送り出すことができる基礎的条件が整えられている。

第三に、本研究科が設置された商都大阪の地域性は、大阪大学における実学重視の伝統をもたらし、本研究科創設の母体となった法学研究科が全国に先駆けて企業法務・渉外法務といったビジネスローに関する授業科目を教育課程に取り入れたことなどに具現化されてきた。

このことは、本研究科が、ビジネスロー分野での教育を発展的学習の柱とし、地域社会に貢献・寄与できる法曹養成を構想する重要な基盤となった。

本研究科は、以上のような特色ある法曹を養成するとともに、従来の研究後継者養成型の大学院である法学研究科とは異なっており、高度専門職業人である法曹養成に特化した独立大学院として設置され、法科大学院独自の学位である法務博士に相応しい人材を養成しようとするところにその大きな特徴がある。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

本研究科は、法科大学院制度の理念に基づいて、「高度の法的知識、能力、豊かな人間性、厳格な職業倫理を兼ね備えた法曹」を養成することを目的とし（後述1）、さらに「I 特徴」で述べた本研究科の沿革と基盤により発揮される本研究科の特色を十分に身につけた法曹を養成することを目的としている（後述2～4）。

本研究科は、伝統ある法学部・法学研究科における実績・教訓を踏まえて、高度の法的専門知識・能力、豊かな人間性、厳格な職業倫理などを十分に身につけるためには、教員と学生とが授業を通じて、また日常的にも face to face に対応できる環境を作り上げることが重要であると確信している。

上記の確信のもとに実施する少人数教育が「I 特徴」でも述べたように、本研究科の特色でもあり、法曹養成における教育の要として位置づけられているものである。

本研究科は、このようなスタンスで、以下に説明する4つの重層的な目的をもって、法曹養成を実現しようとするものである。

1 法曹養成教育プロセスの第一段階である法科大学院の理念に基づき、①将来の法曹としての実務に必要な基礎的な知識及び技能を確実に修得させること、②その基礎にたつて、理論的かつ実践的な応用能力を身につけさせること、を目指す。

①については、少人数教育の徹底と双方向・対話的授業の徹底、段階的に授業科目を配置するカリキュラム体系、②については、数多く配置された実務家教員と研究者教員との綿密な打ち合わせに基づく授業科目運営、多様な法律実務系科目の各年次への段階的配置などを行っている。

2 さらに、21世紀の法曹には、人間や社会の在り方に関する幅広い問題関心を持ち、複眼的思考と深い洞察力をもって、既存の法律知識を批判的に検討しながら、発展させていく創造的な思考力が求められている。また、法曹としての専門性は、同時に豊かな人間性と高い倫理性によって包摂されていなければならないのである。本研究科は、こうした21世紀の法曹にふさわしい総合的・全人格的な能力の涵養を目指すものである。

これについては、隣接社会科学系研究科（法学研究科、国際公共政策研究科、経済学研究科・社会経済研究所）との連携による、幅広い視野と国際的な素養及び視点を身につけることができるような多様な授業科目の展開、また、法律実務基礎科目として法曹倫理の必修化により具体化している。

3 総合大学としての大阪大学に属する本研究科は、法学分野とクロスオーバーする諸問題（医療訴訟、生命倫理、理系分野での知的財産保護等）について、医歯薬系・理工系の先端を担う研究者と連携できる基盤を有している。本研究科は、この条件を活かして、文理両分野が融合する先端分野で活躍する専門的・先端的能力を兼ね備えた法曹を養成することを目的としている。

これについては、医学系、理工学系の教員と本研究科の教員とが共同して文理融合の先端分野の知見を提供する授業科目を展開し、そのために医学系、理工学系教員との教育開発のための共同研究を行い、特定の法分野における専門的法曹として活躍できるようなモデル的なカリキュラム（履修モデル）の提供（とくに知的財産法プログラム）を行っている。

4 商都大阪、そして多くの中小企業を含む独創性ある企業が活動する大阪という立地から、ビジネス法に重点を置いた教育を実施し、この面で地域社会に貢献・寄与できる法曹（ビジネスロイヤー）を養成することを目的としている。

この点に関しては、知的財産法プログラム、企業関係法プログラム、起業支援法プログラムという3つのビジネス法に特化した履修モデルを提示し、学生にビジネス法関連の知識修得の機会を与えている。